

基本的対処方針の改正等を踏まえた 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防 及び健康管理について (厚生労働省)

政府は、2021年[4月23日](#)、[5月7日](#)に続き、5月14日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改正しました。

同方針の改正により、従前の感染防止のための取組の徹底等に加え、「昼休みの時差取得」を実施し、会話する際にはマスクを着用する等の飲食の場で対策することや、気温の高くなる季節を迎え、「熱中症のリスクを踏まえた感染症対策」に取り組むこととされました。

事業主の皆様におかれましては、以下の参考資料をご参照いただき、改めて職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防および健康管理の強化に取り組んでいただきますようお願いいたします。

○[協力依頼書](#)

(ご参考)

- [新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）](#)
- [取組の5つのポイントを活用しましょう！（一部抜粋）](#)
- [職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト（一部改正）](#)
- [新型コロナウイルスに関するQ&A（新規）](#)
- [建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止（新規）](#)
- [職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理に関する参考資料一覧](#)
- [消毒・除菌方法についての特設ページ](#)
- [働く方・経営者への支援などのリーフレット一覧（新型コロナウイルス感染症）](#)